

市区町村別集計項目(推進体制等)

山形県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有		無			
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						14	15	3				34					
6	201	山形市	企画調整部男女共同参画センター	1	1	1	1	山形市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		いきいき山形男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
6	202	米沢市	地域振興課	1	2	1	1				0	第2次米沢市男女共同参画基本計画	2017年12月 ~ 2027年3月	1	1		
6	203	鶴岡市	企画部政策企画課	1	2	1	1				0	第2次鶴岡市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	204	酒田市	地域共生課	1	2	1	1				0	第2次酒田市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
6	205	新庄市	社会教育課	2	2	0	0				0	新庄市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1		
6	206	寒河江市	企画創成課	1	2	0	1				0	第2次寒河江市男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	1		
6	207	上山市	市政戦略課	1	2	0	1				0	第2次上山市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
6	208	村山市	政策推進課	1	2	0	0				0	第2次村山市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
6	209	長井市	地域づくり支援室	1	2	1	1	長井市男女共同参画推進条例	2002年12月18日	2002年12月18日		長井市第二次男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	1	0		
6	210	天童市	天童市総務部市長公室	1	2	1	1				0	第四次天童市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	211	東根市	総合政策課	1	2	1	1				0	第3次東根市男女共同参画社会推進計画 ～東根市ABCプランⅢ～	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1		
6	212	尾花沢市	社会教育課	2	2	0	0				0	第2次尾花沢市男女共同参画推進計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
6	213	南陽市	社会教育課	2	2	1	1				0	第二次 男女共同参画なんようプラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	301	山辺町	政策推進課	1	2	1	1				0	第2次やまのべ男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
6	302	中山町	総合政策課	1	2	1	1				0	第2次中山町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
6	321	河北町	若者・女性・町民総活躍推進室	1	1	0	0				0	第2次河北町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
6	322	西川町	生涯学習課	2	2	0	0				0	西川町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
6	323	朝日町	政策推進課	1	2	0	0				0	朝日町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	324	大江町	政策推進課	1	2	0	0				0	大江町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
6	341	大石田町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	大石田町男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2021年3月	1	1		
6	361	金山町	教育委員会 教学課	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
6	362	最上町	総務課まちづくり推進室	1	2	0	0				0	最上町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
6	363	舟形町	まちづくり課	1	2	0	0				0	舟形町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	364	真室川町	企画課	1	2	0	0				0	真室川町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
6	365	大蔵村	総務課	1	2	1	0				0	大蔵村男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
6	366	鮭川村	むらづくり推進課	1	2	0	1				0	鮭川村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	367	戸沢村	まちづくり課	1	2	0	0				0	戸沢村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	381	高島町	企画財政課	1	2	1	0				0	第2次高島町男女共同参画いきいきプラン	2015年4月 ~ 2022年3月	0	1		
6	382	川西町	まちづくり課	1	2	1	1				0	第4次川西町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
6	401	小国町	総合政策課	1	2	0	0				0	小国町男女共同参画計画	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
6	402	白鷹町	企画政策課	1	2	0	0	白鷹町の行政機関の付属機関における男女の登用の均等促進に関する条例	1999年10月15日	1999年10月15日		白鷹町 男(ひと)と女(ひと)とが共に支え合い輝けるプラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	403	飯豊町	企画課総合政策室	1	2	0	0				3						1
6	426	三川町	企画調整課	1	2	0	0				0	三川町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
6	428	庄内町	企画情報課	1	2	0	1				0	第3次庄内町男女共同参画社会計画	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1		
6	461	遊佐町	企画課	1	2	1	0				0	第3次遊佐町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0		

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
2 2021年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定に向け検討中
0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3						0	3	2	1	0	3	0	0	
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	ファーラ	990-0832	山形県山形市城西町二丁目2番22号	023-645-8077	023-645-8055	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/sub9/danjokyodo/27506pd1121143752.html	○				○			
6	202	米沢市															
6	203	鶴岡市															
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	ウイズ	998-0044	山形県酒田市中町3-4-5	0234-26-5616	0234-26-5617	https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjyokyoudou_with.html	○	○			○			
6	205	新庄市															
6	206	寒河江市															
6	207	上山市															
6	208	村山市															
6	209	長井市															
6	210	天童市															
6	211	東根市															
6	212	尾花沢市															
6	213	南陽市															
6	301	山辺町															
6	302	中山町															
6	321	河北町															
6	322	西川町															
6	323	朝日町															
6	324	大江町															
6	341	大石田町															
6	361	金山町															
6	362	最上町															
6	363	舟形町															
6	364	真室川町															
6	365	大蔵村															
6	366	鮭川村															
6	367	戸沢村															
6	381	高畠町															
6	382	川西町															
6	401	小国町															
6	402	白鷹町															
6	403	飯豊町															
6	426	三川町															
6	428	庄内町															
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター		999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236	0234-71-1222	http://www.town.yuza.yamagata.jp/web_data/gcenterweb/	○	○			○			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			5			13	0	0.0	13	1	7.7	22	0	0.0	20	0	0.0	4,781	90	1.9
6	201	山形市	1998年9月21日	山形市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							547	19	3.5
6	202	米沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							463	28	6.0
6	203	鶴岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							463	5	1.1
6	204	酒田市				1	0	0.0	1	1	100.0							452	5	1.1
6	205	新庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							212	8	3.8
6	206	寒河江市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	3	1.5
6	207	上山市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	3	3.0
6	208	村山市	2005年10月19日	「男女共同参画のまち」宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							135	0	0.0
6	209	長井市				1	0	0.0	1	0	0.0							138		0.0
6	210	天童市	2002年10月26日	男女共同参画社会づくりの推進に関する宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							137	1	0.7
6	211	東根市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	0	0.0
6	212	尾花沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	0	0.0
6	213	南陽市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	2	1.3
6	301	山辺町										1	0	0.0	1	0	0.0	112	5	4.5
6	302	中山町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5
6	321	河北町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	1	0.9
6	322	西川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
6	323	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
6	324	大江町	1937年3月14日	男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	57	1	1.8
6	341	大石田町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
6	361	金山町										1	0	0.0	0	0		31	0	0.0
6	362	最上町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0
6	363	舟形町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
6	364	真室川町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	1	1.3
6	365	大蔵村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	366	鮭川村										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
6	367	戸沢村										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
6	381	高島町										1	0	0.0	1	0	0.0	122	0	0.0
6	382	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	153	4	2.6
6	401	小国町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
6	402	白鷹町	1999年4月1日	白鷹町「男(ひと)と女(ひと)とが共同でつくるまち宣言」	2							1	0	0.0	1	0	0.0	104	0	0.0
6	403	飯豊町										1	0	0.0	0	0		69	0	0.0
6	426	三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	428	庄内町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0
6	461	遊佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	98	1	1.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

山形県

調査時点コード	1	2021年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

市区町村 コード	市区町村 名	管理職の在職状況																				職務上の地位別職員在職状況										調査 時 点 コ ー ド	そ の 他	防災・危機管理部署への配置状況				調査 時 点 コ ー ド	そ の 他						
		うち					うち一般行政職					うち					うち一般行政職					うち		うち一般行政職																					
		管理職総数	女性数	女性比率(%)	うち女性管理職数	女性比率(%)	部長長相当職	女性数	女性比率(%)	部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数			女性数	女性比率(%)	うち管理職数	女性数			女性比率(%)					
		10032	179	17.3	751	111	14.8	105	11	10.5	80	10	12.5	78	9	11.5	55	5	9.1	849	159	18.7	616	96	15.6	1,567	530	33.8	1,021	288	28.2			2,089	871	41.7	1,324			443	33.5				
6 201	山形市	213	43	20.2	130	14	10.8	31	4	12.9	22	3	13.6	62	6	9.7	43	3	7.0	120	33	27.5	65	8	12.3	268	56	20.9	127	24	18.9	277	97	35.0	127	29	22.8	1	272	11	4.0	18	0	0.0	1
6 202	米沢市	44	5	11.4	41	4	9.8	10	2	20.0	10	2	20.0	0	0		0	0		34	3	8.8	31	2	6.5	46	13	28.5	40	12	30.0	70	23	32.9	61	18	29.5	1	7	1	14.3	1	0	0.0	1
6 203	鶴岡市	155	39	25.2	88	16	18.6	26	2	7.7	16	2	12.5	16	3	18.8	12	2	16.7	113	34	30.1	58	12	20.7	307	136	44.3	158	63	39.9	319	142	44.5	142	46	32.4	1	216	4	1.8	14	0	0.0	1
6 204	酒田市	63	13	20.6	56	13	23.2	17	2	11.8	15	2	13.3							46	11	23.9	41	11	26.8	228	64	28.1	177	39	22.0	165	76	46.1	105	41	39.0	1	10	1	10.0	2	0	0.0	1
6 205	新庄市	24	5	20.8	24	5	20.8													24	5	20.8	24	5	20.8	53	19	35.8	44	13	29.5	42	20	47.6	27	11	40.7	1	21	3	14.3	0	0	0.0	1
6 206	寒河江市	41	8	19.5	25	6	24.0													41	8	19.5	25	6	24.0	60	17	28.3	39	7	17.9	78	45	57.7	30	11	36.7	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
6 207	上山町	22	1	4.5	17	1	5.9													22	1	4.5	17	1	5.9	9	3	33.3	1	1	100.0	70	23	32.9	46	13	28.3	1	2	0.0	1	0	0.0	1	
6 208	村山市	23	3	13.0	19	2	10.5													23	3	13.0	19	2	10.5	11	4	36.4	12	4	33.3	51	13	25.5	38	10	27.8	1	48	2	4.2	2	0	0.0	1
6 209	長井市	39	9	23.1	35	8	22.9													39	9	23.1	35	8	22.9	34	16	47.1	27	13	48.1	69	27	39.1	53	20	37.7	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
6 210	天童市	49	3	6.1	31	1	3.2	12	0	0.0	9	0	0.0							37	3	8.1	22	1	4.5	81	32	39.5	42	14	33.3	33	7	21.2	21	5	23.8	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
6 211	東根市	32	4	12.5	26	4	15.4	9	1	11.1	8	1	12.5							23	3	13.0	18	3	16.7	25	7	28.0	16	5	31.3	83	25	30.1	54	14	25.9	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
6 212	寒花次市	21	4	19.0	18	4	22.2													21	4	19.0	18	4	22.2	35	11	31.4	25	8	32.0	71	30	42.3	47	19	40.4	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1
6 213	南陽市	24	3	12.5	22	3	13.6													24	3	12.5	22	3	13.6	27	7	25.9	24	7	29.2	61	25	41.0	53	21	39.6	1	5	1	20.0	1	0	0.0	1
6 301	山辺町	11	3	27.3	9	3	33.3													11	3	27.3	9	3	33.3	8	2	25.0	6	2	33.3	41	7	17.1	33	6	18.2	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
6 302	中山町	8	1	12.5	8	1	12.5													8	1	12.5	8	1	12.5	13	3	23.1	11	2	18.2	16	5	31.3	13	2	15.4	1	5	1	20.0	1	1	100.0	1
6 321	河北町	16	1	6.3	13	1	7.7													16	1	6.3	13	1	7.7	24	8	33.3	19	6	31.6	14	6	42.9	8	1	12.5	1	3	0	0.0	0	0.0	1	
6 322	西川町	17	2	11.8	11	1	9.1													17	2	11.8	11	1	9.1	14	3	21.4	11	1	9.1	24	14	58.3	17	7	41.2	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
6 323	朝日町	13	2	15.4	9	1	11.1													13	2	15.4	9	1	11.1	11	4	36.4	8	3	37.5	29	16	55.2	17	4	23.5	1	3	0	0.0	0	0.0	1	
6 324	大江町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0											9	1	11.1	9	1	11.1	12	4	33.3	10	2	20.0	35	13	37.1	33	11	33.3	1	4	1	25.0	0	0	0.0	1
6 341	大石田町	8	0	0.0	8	0	0.0													8	0	0.0	8	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	18	6	33.3	18	6	33.3	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
6 361	金山町	11	1	9.1	11	1	9.1													11	1	9.1	11	1	9.1	11	6	54.5	10	5	50.0	13	4	30.8	12	3	25.0	1	7	3	42.9	1	0	0.0	1
6 362	藤上町	19	3	15.8	11	2	18.2													19	3	15.8	11	2	18.2	24	12	50.0	16	5	31.3	44	21	47.7	26	8	30.8	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
6 363	舟形町	10	0	0.0	0	0														10	0	0.0	0	0		15	7	46.7	12	4	33.3	17	3	17.6	15	1	6.7	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1
6 364	夏井川町	16	3	18.8	10	1	10.0													16	3	18.8	10	1	10.0	39	25	64.1	18	7	38.9	49	26	53.1	14	2	14.3	1	4	0	0.0	0	0.0	1	
6 365	大蔵村	12	1	8.3	9	1	11.1													12	1	8.3	9	1	11.1	4	2	50.0	3	1	33.3	22	6	27.3	16	1	6.3	1	2	0	0.0	1	0	0.0	1
6 366	桂川村	10	2	20.0	10	2	20.0													10	2	20.0	10	2	20.0	7	2	28.6	6	1	16.7	15	7	46.7	14	6	42.9	1	5	1	20.0	2	1	50.0	1
6 367	戸沢村	10	1	10.0	10	1	10.0													10	1	10.0	10	1	10.0	4	2	50.0	18	7	38.9	18	7	38.9	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1			
6 381	高島町	23	4	17.4	15	3	20.0													23	4	17.4	15	3	20.0	35	8	22.9	26	3	11.5	74	32	43.2	57	24	42.1	1	3	1	33.3	1	0	0.0	1
6 382	川原町	14	1	7.1	14	1	7.1													14	1	7.1	14	1	7.1	38	14	36.8	32	9	28.1	48	22	45.8	45	19	42.2	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1
6 401	小国町	14	1	7.1	12	0	0.0													14	1	7.1	12	0	0.0	19	7	36.8	17	5	29.4	46	24	52.2	31	14	45.2	1	9	0	0.0	2	0	0.0	1
6 402	白鷹町	18	4	22.2	12	2	16.7													18	4	22.2	12	2	16.7	22	5	22.7	14	1	7.1	54	37	68.5	25	13	52.0	1	1	0	0.0	1			
6 403	藤巻町	11	1	9.1	9	1	11.1													11	1	9.1	9	1	11.1	27	13	48.1	21	8	38.1	19	13	68.4	14	9	64.3	1	2	0	0.0	0	0.0	1	

調査時点		議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8					
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合「欠席事由」が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。	問1で1.を選択した場合、産休に添った産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定はない 4. 明記した規定がなく、過激に事例が無い					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過激に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
		9	1の合計	28	3	0	16		1		16	16	16	16	15	15
		4	2の合計	1	25	16	12		27		4	4	6	6	14	9
		2	3の合計	6	12	12	0		0		2	2	2	2	2	2
		20	4の合計	0							13	13	11	11	4	9
6 201	山形市	1	山形市旧姓使用取扱要綱	山形市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1
		第1条 この要綱は、男女共同参画都市宣言を行うなど、男女共同参画社会の実現に取組んでいる本市において、この市の議員が婚姻、子育て補償その他の事由(以下「婚産等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚産等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定め、もって男女が平等に参画できる社会創りの一翼を担うことを目的とする。							山形市議会会議規則							
									第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。							
									2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							
6 202	米沢市	1	米沢市議員旧姓使用取扱規程	米沢市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	1
		(趣旨) この規程は、働きやすい職場環境づくりを推進するため、議員が旧姓を使用することについて必要な事項を定めるものとする。							米沢市議会会議規則							
									第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。							
									2 前項の場合において、議員は、出産のため出席できないときは、届書の規定によるほか、あらかじめ出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。							
6 203	鶴岡市	2	酒田市議員旧姓使用取扱要領	鶴岡市議会	1	1	3	2	2		4	4	4	4	3	4
		(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、旧姓の使用が法律等に違反する若しそのある文書、公権力の行使若しくは議員の身分に関わる文書又は旧姓を使用できないシステム上の表示若しくはそのシステムから打ち出す文書を除く。 (1) 職場での呼称 (2) 職名名簿 (3) 選挙票 (4) 事務分担表 (5) 名刺 (6) 名札 (7) 起家文書における起家者名及び押印(決裁責任者の押印を除く) (8) 市庁舎ホームページ上の宛先名及びメールアドレス (9) その他人事担当課長が特に認めるもの (旧姓使用届) 第3条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用届(特式第1号)を人事担当課長に提出しなければならない。 2 人事担当課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該議員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を要することができる。							酒田市議会会議規則							
									酒田市議会会議規則(欠席の届出)							
									第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。							
									2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							
6 204	酒田市	1	酒田市議員旧姓使用取扱要領	酒田市議会	1	2	2	1	2		1	1	1	1	1	2
		(旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、旧姓の使用が法律等に違反する若しそのある文書、公権力の行使若しくは議員の身分に関わる文書又は旧姓を使用できないシステム上の表示若しくはそのシステムから打ち出す文書を除く。 (1) 職場での呼称 (2) 職名名簿 (3) 選挙票 (4) 事務分担表 (5) 名刺 (6) 名札 (7) 起家文書における起家者名及び押印(決裁責任者の押印を除く) (8) 市庁舎ホームページ上の宛先名及びメールアドレス (9) その他人事担当課長が特に認めるもの (旧姓使用届) 第3条 旧姓を使用しようとする議員は、旧姓使用届(特式第1号)を人事担当課長に提出しなければならない。 2 人事担当課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該議員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を要することができる。							酒田市議会会議規則							
									酒田市議会会議規則(欠席の届出)							
									第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならぬ。							
									2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上ではない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
コ ロ シ ド	村			議会名																	
6	206	新庄市	2	新庄市議会	1	2	2	1	新庄市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第1条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2											
6	206	赤河江市	4	赤河江市議会	1	2	2	1	赤河江市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第30条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2											
6	207	上山市	4	上山市議会	1	2		1	上山市議会会議規則	2											
6	208	村山市	2	村山市議会	1	2	3	2	第2条第2項及び第84条第2項	2											
6	208	長井市		長井市職員旧姓使用取扱規程 第2条 この規程による旧姓使用の対象となる職員は、長井市職員定数条例(昭和36年長井市条例第10号)第1条に規定する職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び長井市職員の再任用に関する条例(平成21年長井市条例第4号)に基づき長井市が再任用した職員とする。第3条 職員は次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。(1)法令等により戸籍上の姓名(次項において「戸籍名」という。)を使用することが義務付けられている場合(2)税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本市以外の機関から戸籍を使用するよう求められる場合(3)旧姓をしようするに当たり、本市が業務のために使用しているシステム改修が必要となる場合(4)その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	1	2	2	1	長井市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2											

都 道 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1. を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1. を選択した場合、次の休業期間は、次のうちどれか。	問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			中山町議員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの 2 前項に規定するもの以外で、別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができる。 別表第1(第3条関係) 旧姓使用を認める文書等の基準 1 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する議員の同一性を確認できるもの。 (1) 起案文書の起草者の氏名表示及び押印 (2) 決議・同意文書等に係る押印 (3) グループウェア(電算システム含む)の登録氏名及びメールアドレス (4) 公用車使用簿 (5) 事務引継書 (6) 人事評価シート (7) 人事異動内示表 (8) 復命書 2 議員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する議員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの。 (1) 出勤簿 (2) 休暇届 (3) 時間外勤務命令書 (4) 週休日の監督簿 (5) 旅行命令書 (6) 育児休業に関する申請書等 (7) 各種特別休暇に関する申請書等 (8) 病気休暇に関する申請書等 (9) 職務専念義務免除届 (10) 差別企業等従事許可申請書 (11) 欠勤届 3 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの。 (1) 職員配置一覧表、職員録 (2) 事務分掌表 (3) 名札 (4) 名刺 4 その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、軽微な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの 別表第2(第2条関係) 旧姓使用を認めない文書等の基準 1 議員の身分関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの。 (1) 職員証 (2) 法令等に基づく身分証明書(徴税職員証等) (3) 職務の宣言書 (4) 請命書 (5) 退職届 (6) 分限、懲戒等の処分に関するもの (7) 履歴書 (8) 在職証明書 2 議員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に抵触があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの。 (1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の取寄せ等に関するもの (2) 各種手当認定届等、給与の支給にかかる各種手続きに関するもの (3) 家族組合、互助会、退職手当等に関するもの (4) 公務災害関係書類 (5) 健康診断関係文書 (6) 職員派遣に関する文書 (7) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの(1) 評定可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書 (2) その他職員身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3) 契約書、協定書等、私人との法律上の関係発生させる文書 (4) 官公庁等に係る提出書類 4 その他 その他旧姓を使用することにより、法令等に抵触するおそれがあると所属長が認めるもの	中山町議会	1	2	2	1		中山町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									
61321	河北町	4		河北町議会	3									4	4	2	2	2	2	
61323	西川町	4		西川町議会	3									4	4	4	4	2	2	

都 道 府 県 市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、次の休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休前期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がないが、運用上認めている。 2. 明記した規定がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
6323	朝日町	4		朝日町議会	1	2	2	1			2	1	1	1	1	1	
6324	大江町	大江町職員旧姓使用取扱要綱 ○大江町職員旧姓使用取扱要綱(趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の理由により、戸籍上の姓を改めた大江町職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用して法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 [別表第1] 2. 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであつて、概ね別表第2に掲げる基準に該当するものとする。 [別表第2] (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (承認通知) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (使用中止) 第5条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たつて、常に町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (承認の取消し) 第7条 町長は、職員の旧姓使用によつて職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (責任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。	大江町議会	3							4	4	4	4	4	4	

都 道 区	市 区	府 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入していただくか。	問6で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入していただくか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以前	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入していただくか。	問6で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入していただくか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
6	324	大江町	所 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年9月10日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日に施行期日より前の上記の氏名を改めた職員で、旧姓の使用を希望する職員は、この要綱の施行の日から平成30年9月10日の間に、旧姓使用申請書を所長長を経由して町長に提出することにより、旧姓の使用をすることができる。 別表第1(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 主な文書等の例 氏名が記載されているもので、対外的に効果を生じないもの 名札、職員録、職務分担表、座席表、名刺、各種文書における担当氏名、メールアドレス 組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 就業文書、決議文書、議案文書等に係る押印文書(サイン、署名等)、事務行書書、出席簿、支出費目行為決算伝票その他会計伝票類、日直日誌、物品関係書類 職員の権利・義務に係る文書等、職員の同一性の確認が容易にできるもの 休職等届、出張命令簿、時間外勤務命令簿、退休日の勤務表、職務専念義務免除申請書、育児休業承認請求書、育児休業等の延滞許可申請書、通勤届、住居届、扶養親族届 その他 当該法令等に基づかない文書等、専ら職員間で用いている文書、軽易な文書等、公務遂行上旧姓を使用しても支障がない所長長が認めるもの 別表第2(第2条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 主な文書等の例 職員の身分関係に係るもの 人事記録、法令等に基づく身分証明書、職員証、録音書、履歴書、宣誓書、詳細証、分限・密着関係文書、在職証明書 職員の権利・義務に係るもの等特別な法律関係を生じさせるもの 給与関係書類、退職関係書類、退職手当組合関係書類、交通事故等報告書、健康診断関係文書 公権力の行使に係るもの 許認可、徴収等法令に基づく行政処分に関する文書等 その他 当該旧姓を使用することにより、法令等の規定に抵触するおそれがあると所長長が認めるもの 様式第1号(第3条関係) 旧姓使用申請書 様式第2号(第4条関係) 旧姓使用承認通知書 様式第3号(第5条関係) 旧姓使用中止届																	
6	341	大石田町	4		大石田町議会	1	2	3	2		2									
6	361	金山町	4		金山町議会	1	2	3	2		2				3	3	3	3	3	3
6	362	最上町	1		最上町議会	1	2	2	1		2				1	1	1	1	1	2
			最上町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、喪子縁組、その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏名を改めた後、引き続き婚姻前の戸籍上の氏名(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとして、別表に掲げるものとする。 (1) 法令に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用される文書等、職務遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせおそれのないもの。 (2) 法令に基づかない通知文等、職務遂行上又は事務処理上、支障がないもの。																	
			最上町議会条例規則(昭和62年最上町議会規則第1号) (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を併し、当日の開始時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前日から当該出産の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。																	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
6	363	舟形町	4	舟形町議会	1	1	2	1	舟形町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1	
6	364	真室川町	4	真室川町議会	1	2	2	1	真室川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
6	365	大蔵村	4	大蔵村議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	4	4
6	366	船山町	4	船山町議会	1	2	3	2		2				4	4	4	4	2	4
6	367	栄村	4	栄村議会	3									4	4	4	4	4	4
6	381	高森町	4	高森町議会	1	2	3	2		2				3	3	3	3	2	3

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
6	382	川西町	4	川西町議会	1	2	2	1	川西町議会会議規則 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席の日後6週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
6	401	小国町	4	小国町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	2	
6	402	谷東町	4	谷東町議会	1	2	3	2		2			4	4	4	4	2	4	
6	403	藤井町	4	藤井町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	1	4	
6	428	三川町	4	三川町議会	1	1	3	2		2			2	2	2	2	2	2	
6	428	庄内町	1	庄内町議員旧姓使用取扱い要領 第1条 この要領は、婚姻、再婚、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を認めた議員が、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	3									4	4	4	4	4	4
6	461	流石町	2	流石町議会	3								4	4	2	2	2	2	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。					
	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組も予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	に1. 関するハラスメント規定がある倫理規程禁止 2. 議員のハラスメントを防止する措置を講じている 3. 議員のハラスメントを防止する措置を講じている 4. その他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。			
	2	1	3	2	0	0	0	1	0		1			
	1	4	8	0	0	0	0	8	3		32			
	0	0	24	0	0	1	0	26	0		2			
	32	30	0	0	0	0	0	0	32					
0201 山形市	2	2	3					3	2		2			
0202 保元市	4	4	3					3	4		2			
0203 鶴岡市	4	4	3					3	4		2			
0204 酒田市	4	4	2					2	4		酒田市地域防災計画 3 防災教育・防災訓練 庁内職員及び公共機関等の職員に対し、災害被災者支援の推進、災害時の役割や行動等の所管防災業務について周知徹底する。また、国、県等が実施する研修会への参加や研修会等の開催に努める。 また、防災担当部門と男女共同参画担当部門が連携し、男女共同参画の視点からの災害対応に關して、情報提供や研修会等の開催により周知を図る。			
0205 飯沼市	4	4	3					3	4		3			
0206 栗原市	1	1	3					3	2		2			
0207 上山市	4	4	3					3	4		2			
0208 村山市	4	4	3					3	2		2			
0209 長井市	4	4	3					3	4		2			
0210 天童市	4	4	3					3	4		2			
0211 尾花市	1	2	3					3	4		2			
0212 尾花沢市	4	4	1	1				尾花沢市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第6号 いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいふ。)その他他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3	4	2			
0213 南陽市	4	4	3					3	4		2			
0301 山形県	4	4	3					3	4		2			
0302 山形県	4	4	3					3	4		2			
0303 山形県	4	4	2					2	4		2			
0304 山形県	4	4	2					2	4		2			
0305 山形県	4	4	3					3	4		2			
0306 山形県	4	4	3					3	4		2			
0307 山形県	4	4	3					3	4		2			
0308 山形県	4	4	3					3	4		2			
0309 山形県	4	4	3					3	4		2			
0310 山形県	4	4	3					3	4		2			
0311 山形県	4	4	3					3	4		2			
0312 山形県	4	4	3					3	4		2			
0313 山形県	4	4	3					3	4		2			
0314 山形県	4	4	3					3	4		2			
0315 山形県	4	4	3					3	4		2			
0316 山形県	4	4	3					3	4		2			
0317 山形県	4	4	3					3	4		2			
0318 山形県	4	4	3					3	4		2			
0319 山形県	4	4	3					3	4		2			
0320 山形県	4	4	3					3	4		2			
0321 山形県	4	4	3					3	4		2			
0322 山形県	4	4	3					3	4		2			
0323 山形県	4	4	3					3	4		2			
0324 山形県	4	4	3					3	4		2			
0325 山形県	4	4	3					3	4		2			
0326 山形県	4	4	3					3	4		2			
0327 山形県	4	4	3					3	4		2			
0328 山形県	4	4	3					3	4		2			
0329 山形県	4	4	3					3	4		2			
0330 山形県	4	4	3					3	4		2			
0331 山形県	4	4	3					3	4		2			
0332 山形県	4	4	3					3	4		2			
0333 山形県	4	4	3					3	4		2			
0334 山形県	4	4	3					3	4		2			
0335 山形県	4	4	3					3	4		2			
0336 山形県	4	4	3					3	4		2			
0337 山形県	4	4	3					3	4		2			
0338 山形県	4	4	3					3	4		2			
0339 山形県	4	4	3					3	4		2			
0340 山形県	4	4	3					3	4		2			
0341 山形県	4	4	3					3	4		2			
0342 山形県	4	4	3					3	4		2			
0343 山形県	4	4	3					3	4		2			
0344 山形県	4	4	3					3	4		2			
0345 山形県	4	4	3					3	4		2			
0346 山形県	4	4	3					3	4		2			
0347 山形県	4	4	3					3	4		2			
0348 山形県	4	4	3					3	4		2			
0349 山形県	4	4	3					3	4		2			
0350 山形県	4	4	3					3	4		2			
0351 山形県	4	4	3					3	4		2			
0352 山形県	4	4	3					3	4		2			
0353 山形県	4	4	3					3	4		2			
0354 山形県	4	4	3					3	4		2			
0355 山形県	4	4	3					3	4		2			
0356 山形県	4	4	3					3	4		2			
0357 山形県	4	4	3					3	4		2			
0358 山形県	4	4	3					3	4		2			
0359 山形県	4	4	3					3	4		2			
0360 山形県	4	4	3					3	4		2			
0361 山形県	4	4	3					3	4		2			
0362 山形県	4	4	3					3	4		2			
0363 山形県	4	4	3					3	4		2			
0364 山形県	4	4	3					3	4		2			
0365 山形県	4	4	3					3	4		2			
0366 山形県	4	4	3					3	4		2			
0367 山形県	4	4	3					3	4		2			
0368 山形県	4	4	3					3	4		2			
0369 山形県	4	4	3					3	4		2			
0370 山形県	4	4	3					3	4		2			
0371 山形県	4	4	3					3	4		2			
0372 山形県	4	4	3					3	4		2			
0373 山形県	4	4	3					3	4		2			
0374 山形県	4	4	3					3	4		2			
0375 山形県	4	4	3					3	4		2			
0376 山形県	4	4	3					3	4		2			
0377 山形県	4	4	3					3	4		2			
0378 山形県	4	4	3					3	4		2			
0379 山形県	4	4	3					3	4		2			
0380 山形県	4	4	3					3	4		2			
0381 山形県	4	4	3					3	4		2			
0382 山形県	4	4	3					3	4		2			
0383 山形県	4	4	3					3	4		2			
0384 山形県	4	4	3					3	4		2			
0385 山形県	4	4	3					3	4		2			
0386 山形県	4	4	3					3	4		2			
0387 山形県	4	4	3					3	4		2			
0388 山形県	4	4	3					3	4		2			
0389 山形県	4	4	3					3	4		2			
0390 山形県	4	4	3					3	4		2			
0391 山形県	4	4	3					3	4		2			
0392 山形県	4	4	3					3	4		2			
0393 山形県	4	4	3					3	4		2			
0394 山形県	4	4	3					3	4		2			
0395 山形県	4	4	3					3	4		2			
0396 山形県	4	4	3					3	4		2			
0397 山形県	4	4	3					3	4		2			
0398 山形県	4	4	3					3	4		2			
0399 山形県	4	4	3					3	4		2			
0400 山形県	4	4	3					3	4		2			
0401 山形県	4	4	3					3	4		2			
0402 山形県	4	4	3					3	4		2			
0403 飯豊町	4	4	1	1				飯豊町議会議員政治倫理条例 第3条第3項 町の職員(非常勤嘱託職員、臨時職員等を含む。)以下同じ。に於て、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該議員の職務遂行を妨げないこと。 第3条第7項 議員としての地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、不快を感ずる性的な言動及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3	4	2			
0404 三川町	4	4	2					2	4		2			
0405 三川町	4	4	2					2	4		2			
0406 三川町	4	4	2					2	4		2			